

# 千葉県小児二次救急医療対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の休日及び夜間における小児二次救急医療体制の確保を図るため、次条に掲げる事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画に定め、同法第6条に基づく基金を活用して実施する事業のうち、次の各号に定める事業とする。

(1) 小児救急医療支援事業

市町村又は市町村の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、休日夜間の小児救急医療体制を確保する事業（市町村等以外の者が実施する事業に対し市町村等が補助する事業を含む。）

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業

県の要請を受けた病院の開設者が、小児救急医療拠点病院として、休日夜間の小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児救急医療体制を確保する事業

2 補助の要件等は別表1のとおりとし、補助対象経費、基準額及び補助率等は、別表2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する職員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 本要綱の補助額は、別表2に掲げる事業ごとに次の各号に定めるところにより算出された額の合算額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 別表2に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に別表2に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、小児救急医療支援事業のうち、市町村等以外の者が実施する事業に対し市町村等が補助する事業については、アにより選定された額と市町村等が補助した額とを比較していずれか少ない方の額に別表2に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書（第1号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第2号様式）を作成し、関係証拠書類とともにこれを事業完了後5年間保管しておくこと。

(注)（補助事業者が地方公共団体等以外の場合）

補助事業に係る会計については他の会計と区分した諸帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 市町村等は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付すること。
- (7) 市町村等が間接補助金を補助事業者に交付する場合においては、(1)から(4)に掲げる条件を付すこと。この場合において、(1)から(3)中「知事」とあるのは「市町村等の長」と読み替えるものとする。

なお、市町村等の長が(1)から(3)により付した条件に基づく承認又は指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認又は指示を受けること。

(8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法〔昭和63年法律第108号〕に規定する仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(承認申請)

第6条 前条の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により、補助事業の遂行の状況に関し報告するときは、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在で作成した報告書（別記第5号様式）を当該年度の1月10日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに実績報告書（別記第6号様式）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(その他)

第12条 特別の事情により第3条、第4条及び第8条に定める算定方法、手続きによることができない場合においては、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月30日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

(別表1)

1 事業名	2 補助の要件等
小児救急医療支援事業	<p>(1) 補助対象</p> <p>ア 地域設定 地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については知事が適当と認めたものとする。</p> <p>イ 病院 市町村等の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。</p> <p>(2) 運営方針 地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。</p> <p>(3) 整備基準</p> <p>ア 病院群輪番制方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。</li> <li>・当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる小児科医師等の医療従事者を確保するものとする。</li> </ul> <p>イ 共同利用型病院方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。</li> <li>・病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。</li> </ul>
小児救急医療拠点病院運営事業	<p>(1) 補助対象</p> <p>ア 地域設定 地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については知事及び厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p> <p>イ 病院 県の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。</p> <p>(2) 運営方針 小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。</p> <p>(3) 整備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。</li> <li>・病院の診療体制は、休日夜間に小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児科医師及び看護師等医療従事者を確保するものとする。</li> </ul>

(別表2)

1 事業名	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
小児救急医療支援事業	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり26,310円×診療日数</p> <p>(2) 休日C 1 地区当たり 13,150円×診療日数</p> <p>(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 1 地区当たり 19,782円×診療日数</p> <p>(4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。) 1 地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制)</p> <p>(5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 1 地区当たり 13,570円×診療日数</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 診療日数は、地区における事業日数とする</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	<u>1/2</u>

<p>小児救急医療拠点病院運営事業</p>	<p>1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。  (常勤の体制)  (1) 35,926千円×運営月数／12  (2) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。)  3,520千円×運営月数／12  (3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)  6,781千円×運営月数／12  (オンコール体制)  (4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合  12,403千円×運営月数／12</p>	<p>小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)</p>	<p>2 / 3</p>
-----------------------	---	---	--------------

## 別添 1

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日 A 休日 B	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの
休日 C	午前 8 時から午後 1 時まで診療を行うもの 又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

### ①休日 A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

### ②休日 B、休日 C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、小児救急医療支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。